

札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱（平成7年3月31日衛生局長決裁）（新旧対照表）

現 行	改正案	備考
<p>第1条 （省略）</p> <p>（定 義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) （省略）</p> <p>(3) 小規模<u>受</u>水槽水道施設 水道水のみ供給を受ける貯水槽を設けて飲料水を供給する施設で、貯水槽の有効容量の合計が10立方メートル以下のものをいう。ただし、もっぱら一戸の住宅のみを対象とする場合は除く。</p> <p>第3条～第8条 （省略）</p> <p>（使用開始の届出）</p> <p>第9条 設置者は、給水設備の使用を開始したときは、その日から30日以内に、給水設備の概要その他別に定める事項を、保健所長に届け出るよう努めるものとする。</p> <p>第10条～第12条 （省略）</p> <p><u>（新規）</u></p>	<p>第1条 （現行のとおり）</p> <p>（定 義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) （現行のとおり）</p> <p>(3) 小規模<u>貯</u>水槽水道施設 水道水のみ供給を受ける貯水槽を設けて飲料水を供給する施設で、貯水槽の有効容量の合計が10立方メートル以下のものをいう。ただし、もっぱら一戸の住宅のみを対象とする場合は除く。</p> <p>第3条～第8条 （現行のとおり）</p> <p>（使用開始の届出）</p> <p>第9条 設置者は、給水設備の使用を開始したときは、その日から30日以内に、給水設備の概要<u>及び図面等</u>その他別に定める事項を、保健所長に届け出るよう努めるものとする。</p> <p>第10条～第12条 （現行のとおり）</p> <p>（改善<u>指導等</u>）</p> <p>第13条 <u>前条の立入検査は、第4条の給水設備構造基準、第5条の給水設備維持管理基準、第6条及び第7</u></p>	<p>備考</p> <p>字句整理（飲用井戸等衛生対策要領の実施について（昭和62年1月29日衛水第12号厚生省生活衛生局長通知）の改正による）</p> <p>使用開始届に従来より添付を求めていた「図面等」を明記</p> <p>字句整理 立入検査時の指導事項の根拠を明文化</p>

現 行	改正案	備考
<p>(改善<u>勧告</u>等)</p> <p>第 1 3 条 保健所長は、必要があると認めるときは、設置者に対し、別に定めるところにより、当該給水設備の改善その他の必要な措置を講ずるよう<u>勧告</u>するものとする。</p> <p>2 設置者は、前項の規定による<u>勧告</u>を受け、当該給水設備の改善その他の必要な措置を講じたときは、その結果を保健所長に報告するよう努めるものとする。</p> <p>第 1 4 条 (省略)</p> <p>別表 1 給水設備構造基準</p> <p>1 井戸等 (省略)</p> <p>2 貯水槽の設置場所</p> <p>(1)、(2) (省略)</p> <p>(3) 貯水槽の上部には、飲料水が汚染されるおそれのある配管及び機器を設けないこと。</p> <p>(4) 貯水槽を地下ピット内に設ける場合は、次の措置を講ずること。</p> <p>ア～エ (省略)</p> <p>オ 排水用ポンプを設けること。</p> <p>3、4 (省略)</p> <p>別表 2 給水設備維持管理基準</p>	<p><u>条第 1 項に基づき行うものとする。</u></p> <p>2 <u>保健所長は、前条の規定による立入検査を行った結果、必要があると認める場合は、別に定めるところにより、当該給水設備の改善その他の必要な措置を講ずるよう<u>指導</u>するものとする。</u></p> <p>3 設置者は、前項の規定による<u>指導</u>を受け、当該給水設備の改善その他の必要な措置を講じたときは、その結果を保健所長に報告するよう努めるものとする。</p> <p>第 1 4 条 (現行のとおり)</p> <p>別表 1 給水設備構造基準</p> <p>1 井戸等 (現行のとおり)</p> <p>2 貯水槽の設置場所</p> <p>(1)、(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 貯水槽の上部には、飲料水が汚染されるおそれのある配管及び機器を設けないこと。<u>設ける場合には、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>(4) 貯水槽を地下ピット内に設ける場合は、次の措置を講ずること。</p> <p>ア～エ (現行のとおり)</p> <p>オ 排水用ポンプ<u>及び警報装置</u>を設けること。</p> <p>3、4 (現行のとおり)</p> <p>別表 2 給水設備維持管理基準</p>	<p>字句整理</p> <p>代替措置について規定(給水設備構造基準、給水設備維持管理基準解説(平成26年4月1日環境衛生課長決裁)より引用)</p> <p>水没防止のため措置について規定(給水設備構造基準、給水設備維持管理基準解説(平成26年4月1日環境衛生課長決裁)より引用)</p>

現 行	改正案	備考
<p>1 水質の管理</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 定期の水質検査は、次のとおり行うこと。</p> <p>ア 末端給水栓の水の色、濁り、臭い、味、その他の状態及び残留塩素の検査を、7日以内ごとに1回、定期に行うこと。ただし、床下型受水槽を設けている場合及び井水等を水源として飲料水を供給している場合は、毎日行うこと。</p> <p>イ 小規模受水槽水道施設にあつては、附表1に掲げる項目の検査を、<u>1年以内ごとに</u>1回、定期に行うこと。ただし、塩素滅菌器を設けて塩素消毒を行っている場合は、前段の検査のほか、附表2に掲げる項目の検査を、毎年6月1日から9月30日までの間に1回、定期に行うこと。</p> <p>ウ 住居用飲用井戸等施設にあつては、附表1に掲げる項目の検査を<u>1年以内ごとに</u>1回、附表2に掲げる項目の検査を毎年6月1日から9月30日までの間に1回、定期に行うこと。</p> <p>エ 業務用飲用井戸等施設にあつては、附表1に掲げる項目の検査を6月<u>以内ごとに</u>1回、附表2に掲げる項目の検査を毎年6月1日から9月30日までの間に1回、定期に行うこと。</p> <p>オ テトラクロロエチレン等の環境基準超過井戸が存在する地域において、井水等を水源として飲料水を供給する場合は、附表3に掲げる項目のうち、必要な項目の検査を3年<u>以内ごとに</u>1回、定期に行うこと。</p>	<p>1 水質の管理</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 定期の水質検査は、次のとおり行うこと。</p> <p>ア 末端給水栓の水の色、濁り、臭い、味、その他の状態及び残留塩素の検査を、7日以内ごとに1回、定期に行うこと。ただし、床下型受水槽を設けている場合及び井水等を水源として飲料水を供給している場合は、毎日行うこと。</p> <p>イ 小規模貯水槽水道施設にあつては、附表1に掲げる項目の検査を、<u>毎年1回以上</u>定期に行うこと。ただし、塩素滅菌器を設けて塩素消毒を行っている場合は、前段の検査のほか、附表2に掲げる項目の検査を、毎年6月1日から9月30日までの間に1回、定期に行うこと。</p> <p>ウ 住居用飲用井戸等施設にあつては、附表1に掲げる項目の検査を<u>毎年1回以上</u>、附表2に掲げる項目の検査を毎年6月1日から9月30日までの間に1回、定期に行うこと。</p> <p>エ 業務用飲用井戸等施設にあつては、附表1に掲げる項目の検査を6月に1回<u>以上</u>、附表2に掲げる項目の検査を毎年6月1日から9月30日までの間に1回、定期に行うこと。</p> <p>オ テトラクロロエチレン等の環境基準超過井戸が存在する地域において、井水等を水源として飲料水を供給する場合は、附表3に掲げる項目のうち、必要な項目の検査を3年に1回<u>以上</u>定期に行うこと。</p>	<p>字句整理、検査の頻度の変更（水道法改正に伴う簡易専用水道の貯水槽清掃の頻度を準用）</p> <p>検査の頻度の変更（水道法改正に伴う簡易専用水道の貯水槽清掃の頻度を準用）</p> <p>検査の頻度の変更（水道法改正に伴う簡易専用水道の貯水槽清掃の頻度を準用）</p> <p>検査の頻度の変更（水道法改正に伴う簡易専用水道の貯水槽清掃の頻度を準用）</p>

現 行	改正案	備考
<p>(3)～(8) (省略)</p> <p>2、3 (省略)</p> <p>4 貯水槽の管理 (1)～(4) (省略) (5) 貯水槽の清掃は、<u>1年以内ごとに</u> 1回、定期に行うこと。 (6) (省略)</p> <p>5、6 (省略)</p> <p>7 その他の設備の管理 (1) (省略) (2) 貯水槽を地下ピット内に設けている場合は、排水用ポンプの点検を7日以内ごとに1回、定期に行うこと。</p> <p>8 (省略)</p> <p>附表1～附表3 (省略)</p> <p>附表4</p>	<p>(3)～(8) (現行のとおり)</p> <p>2、3 (省略)</p> <p>4 貯水槽の管理 (1)～(4) (現行のとおり) (5) 貯水槽の清掃は、<u>毎年1回以上</u>定期に行うこと。 (6) (現行のとおり)</p> <p>5、6 (現行のとおり)</p> <p>7 その他の設備の管理 (1) (現行のとおり) (2) 貯水槽を地下ピット内に設けている場合は、排水用ポンプの点検を7日以内ごとに1回、定期に行うこと。<u>また、警報装置の点検についても定期に行うこと。</u></p> <p>8 (現行のとおり)</p> <p>附表1～附表3 (現行のとおり)</p> <p>附表4</p>	<p>検査の頻度の変更(水道法改正に伴う簡易専用水道の貯水槽清掃の頻度を準用)</p> <p>給水設備構造基準、給水設備維持管理基準解説(平成26年4月1日環境衛生課長決裁)より引用</p>

現 行			改正案			備考
番号	項 目	基 準	番号	項 目	基 準	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）の改正に伴う変更
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	
8	六価クロム化合物	<u>0.05</u> mg/L 以下	8	六価クロム化合物	<u>0.02</u> mg/L 以下	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	
40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	

現 行			改正案			備考
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	
45	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005 mg/L 以下	45	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005 mg/L 以下	
備考) 番号は、水質基準に関する省令 (平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号) による。			備考) 番号は、水質基準に関する省令 (平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号) による。			